

A6 魚津市通所型サービス(現行相当サービス)サービスコード表

令和6年4月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型サービス11日割		59単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型サービス12日割		119単位	119	1日につき		
A6	1113	通所型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で3回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で7回まで	447単位	447		
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割		事業対象者・要支援1	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援2	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割		事業対象者・要支援1	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援2	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型業務継続計画未策定減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	1月につき	
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位	100		
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位	240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位	50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ハ 栄養改善加算		200単位	200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位	160		
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位	480		
A6	6011	通所型サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位		88
A6	6012	通所型サービス提供体制加算ⅠⅡ		事業対象者・要支援2	176単位	176		
A6	6107	通所型サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位		72
A6	6108	通所型サービス提供体制加算ⅡⅡ		事業対象者・要支援2	144単位	144		
A6	6103	通所型サービス提供体制加算ⅢⅠ	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位	24		
A6	6104	通所型サービス提供体制加算ⅢⅡ		事業対象者・要支援2	48単位	48		
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位	100		
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	200		
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位	20	1回につき	
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位	5		
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位	40		
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算			1月につき	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算				
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算				
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000 加算			1月につき	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000 加算				
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算			

【色分けルール】

	変更 ※赤字が変更箇所
	新設
	廃止

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 通所型サービス費 (相当サービス)	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超		事業対象者・要支援2	59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援1	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2	119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で3回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で7回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 (相当サービス)	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合× 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠		事業対象者・要支援2	59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援1	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠		事業対象者・要支援2	119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で3回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で7回まで	447単位		313	

【色分けルール】

	変更 ※赤字が変更箇所
	新設
	廃止